

福岡市議会議員の政治倫理に関する条例の一部を改正する条例

福岡市議会議員の政治倫理に関する条例（平成10年福岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「受けないこと」を「受けないものとし、その資金管理団体についても、同様とすること」に改める。

附 則

この条例は、平成18年1月1日から施行する。